

令和3年4月1日から サプライチェーン・リスク対策の強化のため、 「入札及び契約心得」の一部を改正します。

- ▶ 防衛省におけるセキュリティー対策強化のため、一般的に流通しているカタログ製品を調達する場合においても、当該製品におけるサプライチェーン・リスクの有無を確認することとなりました。
- ▶ 「入札及び契約心得」の主な変更箇所は以下のとおりです。
 - ・ サプライチェーン・リスクの有無を確認するため、同等品承認申請書は、入札若しくは随意契約の商議（見積合わせ）を行う日の12勤務日（勤務日：土日及び休日を除く日）前までに提出することを原則とする。
 - ・ 同等品承認申請が出された製品については、官側でサプライチェーン・リスクの懸念の有無を確認する。
 - ・ 同等品承認申請が出された製品のうち、サプライチェーン・リスクの懸念があると官側が判断した製品については、同等品として認めない。
- ▶ 細部については、海上自衛隊の調達HPや、各契約機関に揭示されている「入札及び契約心得」の第4章第4項第5号、並びに第12章をご確認ください。

<https://www.mod.go.jp/msdf/bukei/keijiban/kokoroe2021.pdf>

（海上自衛隊調達HP）

- ▶ サプライチェーン・リスクの確認に関するお問い合わせは、防衛省海上幕僚監部経理課契約班までお願いいたします。

TEL：03-3268-3111（内線：51152～51156）